

(毎月二回一日、十五日發行)

明治三十一年二月二十六日 禮拜三 第三種郵便物認可

明治三十三年十一月五日 發行

目 次

社 説

◎社會事業(其四)

◎トラスト

論 説

◎共同と競争との關係を論ず

文學士 中尾 敏 巖

◎政 教

在學士 川 行 道

社 會

◎日本佛教徒の世界的運動◎帝國議會の招集◎新内務大臣と宗教法案◎列國

の對清要求◎マクス、ミユラー氏逝く
◎陸軍將校の取締◎佛骨を暹羅皇帝に贈るの議

信 界

◎厭離

(政教上の厭離、宗教上の厭離)

多 田 鼎

會 報

◎大日本佛教青年會秋季大會◎各地佛教青年會の景況◎近角學士の消息◎秦學士の消息◎能登石川縣鹿西佛徒同盟會◎四恩瓜生會大會

改 教 時 報

第 四 十 三 號

大日本佛教徒同盟會綱領

- 一、佛教本來の面目を發揮して、各自の信念を確立し、國民の道徳を涵養し品性を陶冶する事。
- 二、佛教の本旨に基きて人道の大義を唱導し、精神的結合によりて國民の一致を鞏固にし國家の隆盛を企圖する事。
- 三、佛教護持の責任を全ふし、健全なる宗教界を形作る事。
- 四、各宗僧侶を獎勵し、其學徳を高めしめ、又從來の惡弊を改善せしむる事。
- 五、公認教制度を調査すること。
- 六、社會問題を講究して、慈善事業を起し、社會の改善を企圖する事。
- 七、佛教の精神に基ける諸種の教育特に普通教育女子教育を獎勵して、善良なる家庭を形作らしめ、又社交を融和せしむる事。
- 八、積極的方針を取り、實業道徳を鼓舞する事。
- 九、教界の組織及儀式をして時勢に順應せしむる事。
- 十、社會に於ける一切の迷信を勦絶する事。
- 十一、殖民傳道を獎勵する事。
- 十二、佛教の光輝を發揚し、其感化を普く世界に光被せしむるの策を講ずる事。

政教時報

社會事業 (其四)

社會活動の源泉は競争によらざるべからず、苟も競争の止む時は則ち社會活動の源泉杜絶せられ、社會は終に昏々として醉生夢死の境に彷徨するを免れず、社會の發達、文明の進歩一として競争の既ならざるはなし、競争は社會生存上一日も缺くべからずと雖も、一利一害は數の免れざる所にして競争漸く激甚を加ふるに従ひ、個人は個人と相争ひ、國家は國家と相競ひ互に一方に雄飛活躍せんと欲す、於是乎優勝者を生ずると共に他方に劣敗者の生ずるは尤も明白なる事實なり、劣敗者の出づる敢て不可なかるべしと雖も、弱の肉は強の食となり、所謂骨肉相噬み相搏つとの慘狀を呈するに至りては、競争の弊も此に至りて殆ど極まれりと謂ふべし、吾人は人生相憐の情に於て洵に忍びざる所なり。

今の所謂文明國なるものは表面人道を裝ひ大義を叫ぶと雖も、裏には陰險毒刃を含み虎視眈々一朝隙の至らむことを望まざるはなし、翻て我國の現状をみれば政治家は穢官熱に罹り一身利達の外眼中國家なく、教育家は唯俸給の多からむとを望み精神的教育は措て問はず、實業界亦方に苞苴の左右する所たらむとす、上下滔々として利を見て趨り利の爲めに動くこと蟻の甘に就くが如し、此時に當り毅然として濁浪に棹

○政教時報第四十二號目次

- 社説 眞言宗の末路 ◎豪傑、紳士 ◎社會事業 (其三)
- 論說 教育の進歩と眞宗の信仰 (齋藤唯信)
- ◎下婢の待遇に就て (鹽谷長吉)
- 社會 新内閣の組織等
- 雜誌 北遊裸記 (木多高陽)
- 信衆 無畏の心 (清澤滿之)
- 會報 各地の況
- 本誌廣告

- 一、本誌は毎月二回(一日、十五日)發行とす
- 一、本誌は一切前金にあらざれば御注文に應ぜず
- 一、本誌代金は必ず小爲替にて遞送の事但し郵券代用の節は五厘切手にて一割増の事
- 一、本誌定價左の如し

一部	一ヶ月	六ヶ月	一年	全
金貳錢五厘	金五錢	金參拾錢	金六拾錢	無遞送料

一、爲替振込局は「本郷森川町郵便貯金爲替取扱所」宛の事
 一、爲替受取人名宛は「東京本郷森川町一番地大日本佛教徒同盟會出版部」とせらるべし

東京市本郷森川町一番地

發行所 大日本佛教徒同盟會出版部

明治三十三年十一月十四日印刷
 明治三十三年十一月十五日發行

發行兼編輯人 印 則 人

上村幸三郎
 清水朝太郎

し狂瀾を既倒に回さんとぞ、人生至難の業にあらざとせんや。

社會何の爲めにか宗教の必要ある、財産生命を擲ても人類を救済せんとするは宗教の命する所ならずや、宗教家の心事は公明正大何等の野心を包蔵し又一點の私慾をも挟むべからず、所謂社會救済の大任を擔ふ宗教家たるものは正意端心、至誠の念を以て終始一貫せざるべからず、近時我國社會事業の勃興は國家進運の爲め甚だ嘉みすべしと雖も、宗教的同情熱涙の渙發によりて之に盡瘁するもの果して幾人かある、美名の下醜奴あるは吾人の屢、耳朶に觸る、所、竊に自家蠶中を肥し宏壯華麗なる第宅に安座するものなきや否や、如斯もの焉ど貧者を憐み、弱者を救ひ、孤兒を撫育し、不具癡疾を慰藉して無告の民を暗黒界裡より救済しよく保護の任を全うすべけんや、ベーコン會て論じて曰く、心友なくば全世界は恰も曠野の如く、麗花咲かず、果實結ばざるべしと、噫誰れか彼等の心友たらむとするものぞ、身を挺して社會事業に盡す豈至難の業ならずとせむや。

顧ふに社會事業は神聖ならざるべからず、是によりて一身の營利を計り、教線を開展する手段方便となすの社會事業は、吾人の斷じて排斥せむとする所なり、近來稍もすれば基督教徒にあらざれば、眞正の社會事業は勃興せざるべしと云ふものあり、何ぞそれ借越なるや、吾人は彼徒によりて着手されたる社會事業は之を清國の狀態より觀察して頗る疑なき能はず、彼等が今日迄學堂を設け、病院を起し、孤兒院、幼稚園、

若くは貧民事業、誠し、清國社會の福祉を進めたるは天下の借に瞻る所あり、然れども一時世界の耳目を聳動し、今尙未了に屬する清國事業なるものは、其端を外國傳道者より發したりと云ふに至ては、吾人彼徒の行動に對して聊か憾なき能はざるなり、彼徒の社會事業なるものは活火炎々たる信念發洩の結果たるは吾人の容易に首肯し得る能はざるなり、而して真正の社會事業は基督敎徒にあらざれば、何人が社會救濟の任務を双肩に擔ふて起たんとするか、噫、吾人は政敎問題より眼光を一轉し、佛敎徒に向て大に社會事業を鼓吹したる所以のもの良し所以なしとせんや、社會事業に就て注意すべき事項は本誌既に連載せり、斯篇要はたゞ、一片の禍心を包藏する所なく至誠事に處し、茫々の曠野よく累々たる一大美果を結ばれんことを望む而已。

トラスト

世に協同的事業なかりせば、所謂トラストなるものは絶て起るまじ、トラスト撲滅論を唱ふるものありと雖も、協同的事業の絶ゆる限り撲滅論の効なき事は、根を芟らずして草の生えざらむことを望むが如し。競争は社會文化發達の一大要素なり、而して競争は間斷なく社會の各方面に於て行はれつゝあるなり、トラストなるものは所謂競争の結果に外ならざるなり。世にはトラストを以て惡魔の如く忌み嫌ふものあれども、こ

れトラストの性質を究めざるによるのみ、トラスト豈爾かく怪魔の如き現象を呈するものならむや、トラストの組織や米國を中心として今や滔々の勢を以て歐洲諸國に波及し、是非得失の聲は器々として經濟界の一大問題となりぬ、近時我國に於ても產業界の恐慌を來たし、世人の之に對する感想は一種の恐怖心を以て充され、物論を紛起せしこと近來に於ける大問題たりき、例せば越後に於けるスタンダードの石油事業の如き最好適例なりとす、其形跡より觀れば失敗に終りたるが如しと雖も、世人の恐怖心は今尙去らむとして去る能はざるものあらむ、以て如何に重要問題なるかを觀察するに餘りありと云ふべし。

於是乎トラストとは何ぞやとは吾人の直に問はんと欲する所なるべし、トラストとは世人が現金を呼で現なまると云ふが如く一種の異名に過ぎざるなり、米國に於て非トラスト法案出て議會を通過したる法令の意義を概括すれば曰く、二人若くは二人以上が同盟して價格を制限し若くは一定し或は製造採掘生産販賣すべき物品の量を一定し若くは制限するを以て有罪なる結黨と規定せり、これ明にトラストが自由なる生産販賣に對する競争の防遏策に出でたるも、一杯の土よく滔々たる河流を堰止するにたらむや、於是トラストも勢ひ形式を變せざるを得ず、形式の變更とは即ち會社組織是なり、然る後彼等は巧に法網を免るゝことを得非トラスト法案も何等の効を奏するなきに至れり。思はにトラストの性質より之を論ずれば決して害毒を社會に

流すものにあらず、寧ろトラストは社會に於ける有益なる結合團體にして、多額の資本を産業界に投じ産業をして益々進歩發達せしめ、一般の需用者に對し供給を充すことを得る便利を與ふるのみならず、生産費を減少する點に於て一國經濟上の利潤亦少にあらざるべし、更に翻て弊害の點より觀察すれば小會社は他の資本多き會社に併吞せられ所謂大資本家の爲め薄資の同業者が困厄の地に陥るの不幸を招き、獨り富豪者の懐中を肥すに過ぎざるなり、時に或は政府と結託し暴利を掠め或は鐵道會社に賄賂を贈り、尙に他の會社の物品を輸送することを謝絶せしめ、假令全く謝絶するに至らずとすも、運送料を法外に貪り該會社をして損耗を招がしめ會社の自滅を計ることを勉むるに汲々たらざるはなし、トラストの爲め時に或は物價の低廉を見ることなきに非るも、これ甚だ稀有なる事柄にして物價の騰貴は必然の結果として免るゝ能はざるなり、米國人民は砂糖のトラストの爲め政府に税金を納むるかの如く餘義なく砂糖代を高價に拂はざるべからずとして、トラストを嫌ふの念甚しきといふ。

之に關する米國初代の歴史はスタンダード・オイル同盟にして、一千八百六十年頃石油製造所を起し遂に全國の石油業を一手に占有したるに始まり、其影響や忽ち砂糖、ホイスキー、鉛、綿油、亞麻仁油、澱粉等の製造業にも續々として起り、其債券亦株式所に現るゝこととなり、米國の産業界はトラストによりて悉く風靡するに至れり、其極點に達したるは千八百八十年頃より千八百九十年頃にして、遂に同年に至りて非ト

ラスト法案出て議會を通過するに至りしを見て、如何に其弊害の社會に蔓延したるかを知らずと云ふべし、要するにトラスト其物には弊害の認むべきなきと雖も、之が爲めに社會一般の被害は蓋し尠きにあらざるべし、社會は寧ろ其罪を負はざるべからず、我國の如き状態にありてはトラストが果して流行すべきや否やは吾人の今尙疑問に屬する所なり、社會制裁力の薄弱なる我國に於てトラストの流行は吾人斷して之を防遏せざるべからず、トラストに就ては世人の研査未だ多く聞くを得ず、トラストの撲滅や遂に期すべからずとせば、早晚日本經濟界にも非常の勢力を以て現出せざることを保せず、然らばトラスト問題は獨り經濟界に關する人士にのみ一任せず、社會救濟の任務を負ふ宗教家たるものも亦富に考究の要あるべし、これ吾人の茲に閑文字を臚列したる所以なり。

論 說

共同と競争との關係を論ず

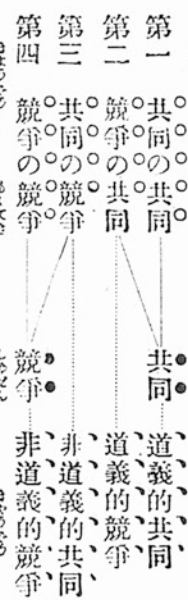
文學士 中尾 教 嚴

人類社會の眞相果して如何、或は曰く共同一致の世の中なりと、或は曰く生存競争の世の中なりと、兩說孰れか眞なるか、人世は共同によりて成れるか、競争によりて成れるか、共同と競争とは由來正反對の性質を有せり、正反對は兩立すべからず

らず、故に共同と競争とも亦た兩立すべからざるにあらざるや、吾人茲に至りて乃ち疑ふ世界は共同によりて成れるか競争によりて成れるか抑も又た二者竟に一に歸するを得ざるかと、一切の物は多面的なり、上下あり左右あり、縦横あり前後あり、内外あり表裏あり、是を以て、若し僅かに一面を觀て他面を觀ることなくんば、其真相は得て識るべからず、之を井蛙の見とも名け、小人の見とも名け、又た一口に管見とも云ふなり、多面一様に觀察して、而る後ち判定を下すときは、則ち正鵠を失せざることを得ん、是は獨り形而下にのみ限れるにあらざる、形而上に於けるも亦た此理あり、尤も或方面より觀察すれば、世界は總べて競争によりて成れりと云ふも妨おし、有情非情共に然らざるはなし、試みに草木の花に就て之を見よ、紅なるもの白なるもの、紫なるもの、黄なるもの、其他藍なるもの綠なるもの、總べて是れ天然の美色にして、綽約妖嬈人をして醉死せしめんとす、加之のみならず、暗香梅花の如きもの、幽香菊花の如きもの、遠香荷花の如きもの、淡香梨花の如きものあり、海棠、銀臺、芙蓉、醉醺、牡丹、芍藥、牛棘の屬、各便風に託して清香を送る、是れ此異香、是れ此異色、何の必要ありてか然る、生物學者乃ち曰く、悉く是れ競争の爲めなりと、夫れ草木の生殖を營むや、多くは便風と動物との媒介を假る、(人は人を以て媒介となせども)、彼の蚊蠅蜜蜂、芳を趁ふて來り、翅翼に花粉を帶し、翩舞游奔の際、雌雄兩蕊をして生殖を遂行せしむ、是を以て、百花生殖の目的を達せんには、

競ふて動物を誘引せざるべからざるなり、動物に至りては生殖の競争は植物よりも一層強大なり、故に色彩の外に更に一方の方便を有せり、此を是れ鳴音となす、蟋蟀の織を催し、蟬の露を説き、蝦蟆の唧々、蚯蚓の綿々に至るまで、競争の術巧に備はれり、禽獸に至りては競争の武器殊に發達し、強は弱を噛み、大は小を喰み、所謂畜生道の有様目前に在り、然り而して、人類は萬物の最高に位すと稱せらる、隨て競争の狀態最も複雑にして激烈なり、智力の競争、腕力の競争、金力の競争、名譽の競争、權勢の競争、爵位の競争は其顯著なるもの、又た時としては漁色の競争もありと聞けり、此の如き競争は、小にしては個人と個人との間に行はれ、大にしては國家と國家との間に行はる、而して力の優れるものは勝ち、力の劣れるものは敗る、油斷大敵、若し一刻も心を放たば忽ち他に制せらる、畏るべきは人間の世の中、泰西の古諺に曰く、「人は人に狼なり」と、然らば人界は畜生の寄合なるか、實に夫れ然り、豈に夫れ然らんや、此の如き人生觀は、人を以て甚しき厭世に沒せしむ、何を以てか然る、是れ世界の局面を識りて全面を識らざるの罪なり、世界の全面を達觀したらんには、必ず蘭茸醜醜の僻見には墮せじ、請ふ比喩を以て之を説かん、家屋には棟梁と柱脚とあり、棟梁は上より柱脚を壓し、柱脚は下より棟梁を支ふ、力を施すに上下の別われども、相互に原動反動となれることは則ち一あり、是れ豈に棟梁と柱脚との競争にあらざるや、而るに棟梁と柱脚とは競争

しつゝ且つ共同せり、何となれば、棟梁と柱脚となくしては家屋は建つること能はざればなり、然らば競争即ち共同となりて家屋は存立す、太陽系の組織も亦た斯の如し、太陽には吸引力あり、遊星には遠心力あり、此反對の力、適度に調和して太陽系は組織せらる、家屋と太陽系と大小の別はあれども、兩者共に競争即共同となれば、天下に若し競争即共同たるの理ありとせば、人類社會の競争も亦た共同の一面たるにあらざるか、此の關係は左の如く考察するによりて蓋し明晰なることを得ん、



第一は共同を以て目的となし、手段も隨て共同となるものあり、而して其意識的たるは無意識的たるは論せずして可なり、第二は目的は共同なれども、手段の自から競争となれるもの、第三は競争は目的にして、手段の共同なるもの、第四は目的手段共に競争するものなり、然り而して、目的の競争なるか共同なるかと云ふことは、範圍の大小によりて異なることあり、即ち小範圍に於ける共同も、大範圍より看れば競争となり、又た大範圍に於ける共同も、小範圍より看れば競争となることあり、其の大範圍に於ける目的は大目的にして、小範圍に於ける目的は小目的なり、小目的は即ち目的には相違なれども、大目的に對すれば手段となる、就中最大

範圍に於ける目的は最大目的にして、即ち是れ最終の目的なり、最終目的に對する時は、此か道程に横はれる一切の目的は、總べて是れ手段に外ならず、日清一朝豐端を開くや、吾師團前後相踵て遠征し、連戦連勝、未だ曾て國辱を受けざりしものは何ぞや、我師團と師團と相一致して、彼に當りしに因れり、各師團の一致せし所は即ち共同なり、此共同は何の爲めに起りしかと云ふに、清兵を撃て之に克たんがために外ならず、即ち清兵に克つことは目的にして、各師團の共同は之れが手段となれり、既に清兵に克つための共同なれば、此共同は又た競争となれり、然らば清兵に克つは何の爲めかと云へば、東洋の平和を保たんがためなり、即ち東洋の平和を保つことは目的にして、清兵に克つことは却て又た手段となれり、既に東洋の平和のための競争とせば、此競争其ものは又た共同となれり、然らば何のため東洋の平和を保たざるべからざるかと云へば、西洋の文明と競争せんがためなり、即ち西洋の文明との競争は目的にして、東洋の平和は却て手段となれり、既に西洋の文明と競争せんための共同ならば、此共同其ものは又た競争となれり、然らば西洋の文明と何故に競争せざるべからざるかと云ふに、彼我の權衡を得て、世界の平和を保たんがためなり、即ち世界の平和は目的にして、西洋の文明との競争は手段となれり、右は師團を以て單位となし、順次に大範圍に向て論を進めたるものなり、而るに師團より小なる範圍に向ても亦た此論法は應用せらる、各師團には旅團あり、各旅團には聯

隊あり、各聯隊には大隊中隊小隊等あり、而して甲の師團の將卒は自己の師團の功名を樹てんと欲し、乙の師團の將卒は自己の師團の功名を樹てんと欲す、師團と師團とは互に競争しつゝ、日本軍隊の下に共同し、旅團と旅團とは互に競争しつゝ、師團の下に共同し、聯隊と聯隊とは互に競争しつゝ、旅團の下に共同し、大隊と大隊とは互に競争しつゝ、聯隊の下に共同す、以下中隊小隊分隊各伍に至るも關係は皆一様なり、斯の如く一の目的は次の大目的の手段となり、此大目的は更に此より大なる次の目的の手段となる、而して交互に競争ともなり共同ともなれり、爰に至りて手段と目的との關係に就て考察するに、手段はたゞ共同なるも、其目的の競争なる以上は、之を共同の競争と名けて、即ち競争の中に攝す、之に反して、手段はたゞ競争なるも、其目的の共同なる以上は、之を競争の共同と名けて、即ち共同の中に攝す、何となれば、手段は竟に目的によりて統一せらるればなり、共同を目的とせる競争、即ち競争の共同は、是れ道義を本とせるを以て、道義的競争と名くるを得べく、競争を目的とせる共同、即ち共同の競争は、道義に背反せるを以て、非道義的共同と名くるを得べし、例へば支那征伐の如きは道義的競争にして、盜賊群をなすが如きは非道義的共同なり、彼の共同の共同は道義的にして、競争の競争は非道義的なることは論を俟たず、道義的競争をなすには、必ずしも他を害するの要を見ず、正當の秩序によりて自家の利益を助長すれば足れり、時と處ては他を害することなきにしもあらず、然れども是れ唯一の手

段にあらす、己むことを得ずして然るなり、正當の秩序によりて得たる自家の利益は、間接若くは直接に他をも益することを得、非道義的競争に於ては、自家の利益を助長すると同時に、他に向て損害を與ふ、此損害は少くとも自家の利益と同一分量に在り、人を罵倒することを以て自家の名譽を高め、人の財産を強奪して自家の有となす如きは即ち是れなり、人間社會に行はるる競争には、道義非道義の二種あり、競争の勢として、道義的競争も自然に非道義的に變化し易し、正義を固執して競争をなすことは、徳操の強固なる人にあらずんば難しとなす、禽獸に存する競争は、唯た非道義的のみ、自家の利益を得んか爲に、非道義的競争をなす人は、禽獸と行爲を同ふせるものなり、世人多くは、競争に道義非道義の二種あることを識別せず、競争とし云へば一概に他を害して己を利するものとなせるが如し、誤解も亦た甚しからずや、人間は生存競争の中に棲むと云へり、勿論人間は生存競争の中に棲むに相違なし、又た生存競争をなさざるべからず、此所は大に讀者の注意を希ふ、ソは他にあらず、道義的の生存競争ならば、益社會の福利を増進せしめ、非道義的の生存競争は、社會の目的に違背し、益社會の破滅を催すに至ると、生存競争と云ふことを誤解する時は、社會は恐るべき結果を呈するに至らん、人は人に狼なり」とは、此誤解より生じたる斷語なり、抑も人間社會は如何にして組織せらるるか、士農工商互に利益を交換するによりて成れり、吾人は自から耕し、自から

築き、自から着、自から食することは到底能はざるところなり、甲は甲の業務を勵むことによりて、自家を益しつゝ、乙にも利益を與へ、乙は乙の業務を勵むことによりて、自家を益しつゝ、甲にも利益を與へ、乃至丙丁等皆相互の關係を有す、士農工商何れも此關係によりて生活し、又た發達することを得、如斯競争は道義的にして、自利と利他とを兼有し、毫も社會の目的に違反することなし、況して初より利他を本として活動するに於てをや、道義に基きて自利を得たるものは、間接直接に利他ともなるが如く、利他を得たるものは却て又た自利ともなるべし、利他と云へばとて自利を全く棄てよと云ふにあらす、寧ろ自利を棄つることによりて自利は必ず伴ひ來る、蓋し是れ自然の結果なり、但し自利をのみ本として、利他を全く度外に置くに至りては、沒道徳も甚し、社會の組織上、斯の如きものには制裁を加へざるべからず、若し此自利と利他との關係を辨へ、非道義的競争を排し、道義的競争によりて彼我の生存をなすに於ては、世の中の人己の敵にあらずして、最も親愛なる兄弟となる、自己は他人に思あるが如く、他人も亦た自己に思あるなり、要言するに、世界中の人は皆恩人なり、佛陀は即ち一切衆生の恩とこそ説かれたれ、果して然らば、何の理由ありてか人を妬み人を傷けん、人を妬み人を傷くるものは、畢竟競争に道義的の非道義的の區別あることを識知せずして、他人を悉く競争の敵と見做すによる、人を競争の敵と見做さずして、利益を交換するの親友と見做す時は、人間世界は實に安樂世界なり、極樂淨土なり、

而して各自其に自利利他を行する時は、即ち佛陀の行を修するなり、極樂淨土は西方十萬億佛土の遠きに求るに及ばず、此世界即ち彌陀の報身土にあらずや、極樂を以て遠しと考ふるは、識見の至らざる故なり、識見至らざれば、十萬億佛土は千萬億佛土萬々億佛土ともなる、識見至れば、此身即ち佛身、此土即ち佛土なり、此土を措て佛土を求むるときは、佛土は遂に得べからず、是に反して、世界の人を悉く競争の敵と見做すときは、此土は即ち地獄となり、彼我共に鬼と見るなり、鬼となり佛となり、地獄を造くり極樂を造くるは、畢竟各自の心中より生ず、今生を終りて後ち初めて地獄と極樂とあるにあらず、此世に生活する中に既に地獄と極樂とを現す、吾人は死後初めて佛陀の光明を拜するにあらず、佛陀の光明は眼前に赫々たり、吾人は此土を極樂となし、彼我共に佛陀の行を修し、從容和樂の間に生活せんことを冀望す、終りに臨んで更に一言を残さん、人間世界は競争にて成れるか共同にて成れるかと云へば、共同によりて成れることは言を俟たず、然れども上に論せし如く、見方によりては競争にて成れりと云ふも妨げなし、但し競争には道義的と非道義的との區別あり、故に世界は競争によりて成れりと云ふことを、微細に分析して考ふる時は、道義的競争によりて益、進歩し、非道義的競争によりて益、破壊せらると云はざるを得ず、然り而して道義的競争は即ち共同となれども、非道義的競争は共同を妨害す、是を以て、余輩は非道義的競争者を彈呵する

と同時に、道義的競争者の益多からんことを庶ふ、諸君以て如何となす

政 教

蜷 川 行 道

余輩は本題に關して其所信を陳辨するに當り、先づ之を左の六項目に分析し、一々其意義を闡明にし、以て大方の叱正を仰がんとす、

- 一、政教關係の有無を論ず、
- 二、政教關係の兩面を論ず、
- 三、各國に於ける政教關係は所謂兩面を有するや否や
- 四、其一國政治上に於ける利害、
- 五、其國際上に於ける利害、
- 六、結論

第一項、政教關係の有無を論ず、
政治は人の行爲の上に効果を及ぼし、宗教は人の精神の上に効果を及ぼす、精神と行爲とは密接不可離の關係を有する如く、政治と宗教とは又或點に於ては緊密不可分の關係を有するや論理の當然の結果にして、絶對的分離すべきものに非ず。世或は政治と宗教とは全然分離すべきものなるを主張する者あるは、余輩轉々怪訝に堪へざるなり、何となれば、精神と行爲とは全く各別に論ずるを得ざればなり、精神なきの行爲は行爲にわらずして一の事實に過ぎざるなり、風吹き雨降ると何ぞ撰ばん、精確に云へば、精神を離れて行爲を想像する

こと能はざるも同時に、宗教を離れて政治を想像すること能はずと云ふを得べし、宗教は人の精神を支配す、支配すと云ふ以上は、人の精神は宗教の爲めに自由に左右せられ得べきなり、極端に云へば、善ともなり、惡ともなり、善惡兩極端の間の何れかにも其立脚點を占むるを得べし、其善心より發生する行爲、惡心より發生する行爲、最善最惡兩極端の間の何れかに止まるところの精神より發生する行爲にして、一國の政治法律に多少の關係を有するものは、法律命令の範圍内に於て、之が制限を受け、箇人の自由行動の範圍を狭縮せらるゝものなり、政治と宗教とは如此親密なる關係を有するに拘はらず、尙ほ且つ二者の分離を唱道する者あらん歟、彼は論理の何たるを解せざる者、理論を以て説服すること能はざる者にして、余輩の共に論ずるに足らざるどころの者なり、論者或は曰ん、爰に一國あり、人民皆無宗教ありとせよ、獨り政治の存在するあるも、宗教の存在するなし、然るに尙ほ宗教の關係ありと云ふ乎と、余輩之に答て曰はん、其は別問題なりと、抑宗教心なるものは、人生固有のものにして、如何なる人とも雖も之を有せざる者なし、此固有の宗教心は、人の心理に伏在して、外界より之を認識すること能はざるものなり、偶々外部より或一の宗教、例へば佛教とか或は基督教といふ如き宗教を以て、其内心に伏在せる宗教心を喚起し、之を教養し、之を成長せしめ、其極竟ひに佛教徒となり、或は基督教徒となるものなり、蓋し内心に潜伏せる間は、何々宗教と稱して、他對的に之を區別することを得べきものに非

ず、之を教養するところの宗教如何により、特定箇別の宗教的性質を帯ぶるに至るものなり、世所謂無宗教家と稱せらるる者と雖も、天賦固有の宗教心を有せざるに非れども、之を養育し、之を成長發達せしむるに適當なる宗教なきか、將た其宗教は充分其人の宗教心を發揮するの眞價を有するに拘はらず、其宗教を彼に應用する人の力足らざるか、或は力足て未だ其方法の巧妙ならざる爲めか、孰れか其一に根據を有するものならずばならず、余輩の信するところによれば、無宗教者と雖も決して宗教心を絶對的に有せざるに非ずと信す、從て無宗教家なる語は、宗教心を有する他の人にして、其宗教心は多少或一種の宗教の爲めに、成長發育せしめられたる人に對する相對的の語なりと信す、要之尙も人と生れたる者は、時の古今と將來とを問はず、場所の東西と撰ばず、凡て皆天賦の宗教心なるものを有すと斷信するものなり、試みに暗燈火を携ふることなしに、一人にて知り慣れぬ若かも人煙を隔絶せる、曠漠たる原野森林山間溪谷を跋渉せよ、東に西に南に北に、嚮ふところ一として憑頼すべきなきの時に當り、少くとも常感を缺かざる人類は、果して如何の感か心中に勃興せる、更に一步を進め、疾病分刻を移す毎に重症となり、天下の名醫も施すに術なきに際し、靜かに胸中に浮び出づるの感情は何等の感情ぞや、親子信するに足らず、學識憑るに足らず、百萬の資産も依るに足らず、朋友知己亦頼むに足らず、歴史を通讀せる者は誰にても得せる事實なるが、彼の有名なる獨逸の宗教改革者「マルチン、ルーテル」

は、一千四百八十三年「マンズフェルト」州の「アイスレーベン」村に生れ、十四歳にして「マグデブルグ」に普通教育を受け、十八歳にして「エルフルト」大學に入り、本學を卒業して「ドクトル、ウウルデー」の學位を受くるに至るまで、余輩の論ずるところに従へば、内心宗教心を有せざりしには非れども、未だ宗教信者として世に知られたる人に非ざりしなり、然るに偶々親友の痛惜なる訃音に接し、其父母を慰めん爲めに出發せし途中、大雷雨に打たれ、魂破れ膽碎け殆ど人事不覺の恐る可き危境に陥り、爰に初めて確乎たる宗教心を猛發するに至りし事實は、以上余輩論じ來りしところの適例にして、若かも其議論の根據なきに非ざるを證明して餘ありと信す、要之人は必ず天賦の宗教心を有す、故に曰く論者の所謂無宗教なる國民といふ事は、絶對的の意味に於ては想像し得ざるものにして、相對的の意見に於ては一の想像に過ぎず、世界創始以來、少くとも歴史ありて以來、今日に至るまで、全然無宗教の國民なるもの存在したる事實ありしを耳にせざるなり、想像的に過ぎざるも尙ほ且つ無宗教的國民を想像し得るに非ずやと主張せんか、余輩は徒らに机上の空論を弄するを欲せる者にあらず、事實の問題なり、論者の論ずるところは余輩の政教を論じたる目的以外にあり、社會に於て不要の議論として排せん耳、

第二項、政教關係の兩面を論ず、
吾人の身體を圍繞する外界の事物、一として内外表裏を有せざるものなきと同じく、政教關係にも亦自ら表裏兩面を有す

何をか政教關係の表面と稱し、何をか政教關係の裏面と稱す
るか、請ふ爰に之を略説せん、

一國政府は其領土及臣民に對し、命令し強制するの職權を有
するは普く人の認むるところにして、他人の之を侵すことを
得べきものにあらず、政府は此不可侵權を以て、一國に行は
れて害なく益あるの宗教を保護し、之を養育し、之を發達せ
しむるの方針に出で、此方針を充たすの政策を講じ、之を實
行するに至り、爰に兩者の間に一の關係を生ず、之を稱して
政教關係の表面といふ、一國領土内に成立するものは、凡て
皆領土權の性質により、其國の主權の作用を受く、宗教獨り
其作用を受けざるの理あらんや、苟も其國に成立するもの、
一たる以上は、所謂政教關係を生ぜざるの道理なし、此關係
即 余輩の論ずるところの裏面に對する一面に外ならず、

乙、政教關係の裏面

政教關係の裏面と稱するは寧ろ間接の一面にして、前者の如
く政府と直接の關係にあらず、若かも尙ほ密接不可離の關係
を云ふなり、既に第一項に於て論じたる如く、人は凡て宗教
心を有す、此宗教心を有せる肉體を備ふる自然人が、或は行
政官たり、或は司法官たり、或は立法者たるなり、其行政し
司法し立法するは、各官制の定むるところの職權内に於てす
るは法理上云ふを埃たざるどころなれども、其職權内に於て
する立法者の立法行為、司法官の法律の解釋適用、行政官の
職務執行各其ものは亦 自ら自己の精神の支配を受く、決し

て自動傀儡の索繩の仕掛によりて行動する如きものに非ず、
必ずや一定の職權を行使するの間に於て、自己の精神の働
きを要す、換言すれば、自己の判断を要す、而して其精神の發
動するところは、内心に埋伏せる宗教心の濃薄強弱等によ
り多少之が影響を受くるを免れず、何となれば人の外部に發
表するところの行動は、皆其根柢を内部の意思に有すればな
り、依是觀之、人の宗教心の濃薄強弱は、間接に一國政治の
上に及ぼす影響の大なるを疑はず、是余輩の所謂政教關係の
裏面なり、

第三項、各國に於ける政教關係は所謂兩面を有するや
否や、

第一項に於て人は皆な自然に宗教心を有すと前提したる以上
は、政教關係の裏面は、何れの國に於ても之を噴缺するの道
理なし、唯宗教の異同により、裏面的關係も自ら異同ある
べきは勿論、人民一般の教育進歩の遲速、文明發展の程度、知
識の高低多少等により、文明的なると、非文明的なるとの差
あるは免るべからざることなれども、要するに此裏面的關係
を有するや毫釐の疑を容るゝに餘地なし、反之 政教の表面
的關係に至りては、如此單純に説明すること能はず、詳細周
密に之を解陳せんと欲せば、須らく彼を歐米の法令に稽へ、是
を東亞諸國の法令に徴し、各國に就き、一々政教關係の實況
を臚列するの要あり、是蓋旦夕の業にあらず、加之幸にして
政教觀察の爲めには、先輩諸氏は後を踵て海外に渡航し、親
しく之を精査せられつゝあるの擧あり、寧ろ諸氏の歸朝の日

社 會

を俟て明知せらるべきを得當なりと信ず、唯茲に一言せんと
欲する事は彼「少くとも英佛伊獨」にありては、大に我國と
面目を異にし、宗教の勢力は至大にして、吾人の想像外にあ
り、是政府の保護獎勵の與かりて力あるものなりといふこと
は、嘗て此等の國にありて其事情に精通せる學者政治家宗教
家等の屢々口にせらるゝどころ、况や今日列強の舉動に徴す
るも一々皆肯綮に中るに於ておや、東亞に於ける暗濶たる風
雲は果して如何の濫觴より釀成し來りしか、明言を要せずと
も讀者の腦裡に明かに銘刻するものあらん、我國に於ても亦
表面的關係を有せざるにあらず、往時は暫く措て之を論せず
とも、近く適例を引用せば、曩日内務省より發布せられたる
第三十八九號の如き政教關係の一たるを免れず、唯、一は保
護獎勵に出で、一は干渉抑制に出づ、換言すれば、一は積極
的方針に出で、一は消極的方針に出づるの差あるのみ、固
より其利害得失は別問題として、兎に角一の表面的政教關係
たるは法理上否む可らざる事實なり、要之各國に於ける政教
關係は、所謂表裏兩面を全備すと云ふを得べし、

(次號完結)

◎日本佛教徒の世界的運動

大谷派本願寺清國廈
門說教場が、暴徒の爲め燒棄せられたるを動機として同派關
係者が、各宗の贊同を求め、京都に於て大日本佛教徒同盟を

組織し、所謂清國事變の爲め世界各國に一篇の羽檄を發した
り、清國事變の爲めには余輩も再三論せし如く、世界平和の
爲め、人類の爲め、正義の爲め、佛教家は主義の新舊を問は
ず、宗派の異同を論せず、相一致して清國佛教の旨義を明に
し、進んで宗教宣布に殘虐暴戾の行爲を抑止せんことに努力
せんことを勸告したりき、今該檄文を一讀するに吾人の意に
適ふものあり

從來退嬰主義を取りたる日本佛教徒が、一躍積極的態度を取
りて世界的運動を開始せられたるは、吾人の頗る多とする所
乃ち左に少しく其論旨を紹介せむ哉

(前略)吾等佛教徒は廣く世界の宗教者に對して茲に二個の
條項を提議し以て諸師の協賛を得むことを望む
第一に世界の宗教者は其清國に於ける傳道者をして本國
の外交と隱約の連絡あるかの疑懼を招くが如き行動を一切
避けしむべきなり之を例せむに清人が多少の迫害を傳道者
の上に加ふるや傳道者が本國政府をして口を之に藉りて自
國の慾望を満たさむが爲めに清國を苦しむるが如き措置を
なさしめ甚たしきは傳道者自ら進んで其損害に對する賠償
を要求するが如き行動は全く抑制すべきなり何となれば是
れ宗教の本義に遠かる甚しきものなればなり曩に廈門に於
ける日本佛教徒の教堂清人の燒く所となるや吾等佛教徒が
大日本政府をしてこれがため清國政府を窮迫するが如き
ことなかりしことを望み又其損害に對する賠償を要求する
ことなかりしもの亦此に省みる所ありしが爲の故のみ惟ふ

に古來各宗教の聖賢が迫害者に對するや當に怨恨若くは復讐の念を以てせざるのみにあらず却て加ふるに愛憐の情を以てし昌榮の其上に降らむことを祈れり願くは吾等世界の宗教者相俱に聖賢の心を以て心とし我傳道者の上に幾多の害毒を與へたる清人を敵視せず怨に對するに徳を以てし此可憐なる國民の上に永遠なる福祉の來らむことを務めむ

第二に世界の宗教者は其清國に於ける傳道者をして清國社會上の綱紀を壞亂する者なりとの疑懼を招くが如き行動を一切避けしむべきなり之を例せむに清國古來の風習禮儀を悉く破却し其國法を侮蔑し又教民と然らざる者との間に偏曲の處置を加へ罪人を隱匿し若くは曲庇するが如きは亦是れ宗教の本義に遠かれるの甚しきものなれば一切斯の如き行動あらしむべからず蓋し清國の文化は未だ完全の域に進まず其風習禮法に於て改むべきもの頗る多からむされどこれに對するに妄りに急激の破壊を以てし一はら外國の習俗禮法をこれに移植せんとするが如きは是れ迷謬の極なり况んや清國は古來禮樂の地儀典若くは習俗の見るべきもの今猶存するものあるをや然もこれを察せず妄りに固有の風習を除却し古來の秩序を壞亂せんとするが如きは是れ實に傳道者の本領を失へるものなり是を以て吾人は宜しく清國の風習禮法に對し又其國法に向ひて慎重なる態度を保ち漸次に文明の開進と宗教の扶植とを勉めざるべからず願くは世界の宗教者が各其清國に於ける傳道者をして相共に此に進ましめんことを是れ平等仁愛の本義に由れる宗教者の當

に採るべき方向なればなり

吾等佛教徒は敢て此の二個の條項に就て謹みて世界宗教者諸師の誠實なる協賛を求む若し諸師にして幸に吾人の微衷を容れて共に此途に進まば清國の良民は從來の疑懼恐怖の念を一掃し歡びて世界宗教の徳光を仰がむ彼改宗者の名義を假りて不正の私慾を恣にしたる無賴の徒は終に屏息して復た外教を煩はさゝらむ而して清國傳道者の前途は洋々とて春海の如くならん是に於て清國禍亂の根帯全く絶えて其民人の心靈上の開進此に果遂すべく東西文明の調和此に成熟すべし隨ひて其政治上及社會上の綱紀亦茲に整はむ斯の如くにして四億の生靈は塗炭の痛苦を離れて平等仁愛の徳化に浴し四百餘州の天地は擾亂の妖雲を脱して清明安泰の幸運に入り神聖なる平和昌榮の光明は煥爛として廣く寰宇に滿つることを得む是れ大日本佛教徒の衷心より希望する所なり

●帝國議會の招集 第十五議會の招集期日は愈々來月二月二十二日と決定し、去る八日の官報を以て發表せられたり、去れば衆議院は當日を以て召集せられ、翌二十三日は日曜日當るを以て貴族院は二十四日に召集せられ、直に兩院成立の上奏に及べば早くは二十五日、遅くも二十六日に開院式を舉行せられ、夫れより全院委員長其他の撰擧を行ひて休會を告げ、來春二月十五日頃より開會の順序となるべしと云ふ

●新内務大臣と宗教法案 吾人帝國議會の召集を聞きて一種異様の感に打たる、思あり、今年の召集は昨年

會召集に比すれば殆ど一ヶ月後れたり、讀者諸君は今尙記憶する所なるべし、昨年十二月九日咄嗟の間宗教法案の貴族院議題に上りたることを、而して吾人があらむ限りの熱血を濺ぎて當局者と戦ひ、遂に否決の運命に至らしめたることを、吾人今にして之を思ふ冷氣身に逼るを覺ゆ、知らず今年の議會は果して宗教法の提出さる、や否や、常に爪の垢程の事も秘密々々と稱し秘密を守るを以て得意とする當局者の事にしあれば、何時にても突然提出さるゝことなきを保せず、殊に昨年張本人として攻撃の焦點となりし宗教局長の依然としてあるあり、雨か雪か、未だ俄に雲行を判すべからず、吾人の確信する所によれば、神社局より神社法、宗教局より宗教法提出せんとて専ら調査に勉めつゝありと云ふ、宗教法の精神に至りては未だ知るを得ずと雖も、換骨脱胎所謂昨年宗教法案と其精神に於て少しも變ることなきものと推測するに難からず、吾人の此推測にして誤りなからんか、吾人の反抗は決して憚む能はざるなり、吾人は當局者と鎗を削りて尙ほ争はざるべからざる不幸に際するを悲むと雖も、吾人か心靈上の生命を頼む宗教の迫害に至りては、如何に慈悲忍辱を以て本義とする吾人と雖も決して黙過するに忍びざるなり

然れども昨年の議會は山縣内閣の時にして、今年伊藤侯の内閣たる方針と多少の差違なきを得ざるべし、宗教に對する伊藤侯の心事は例によりて曖昧なりと雖も、新内務大臣末松男爵は昨年紛亂の將に起らんとする前、自由黨本部に於て意見を叩きしに吾人に多くの同情を寄せたる人なり、學識尋常な

らざる末松氏は必ず言責を重じ、猥に宗教に對し迫害を加ふることなきを信ず、去れど君子はよく豹變す、頼むべからざるは人情なり、况や逆境にある時と得意の時代とは常に同一を以て觀るべからざることあり、知らず得意満々たる末松氏は果してよく言責を重し、宗教に忠實たらむとするか、一言を記して他日の證とす

◎列國の對清要求 北清日報が清國官人より得たる處なりとて十一月一日の同紙上に掲げし列國使臣より醇親王及李鴻章に與へし要求書の寫し次の如し

- 一、清國は六十年間の年賦を以て四十億兩の償金を支拂ふ事
- 二、太守及び知事は外國顧問官數名を置き各州の行政上に參與せしむべく將來決して滿州人を太守及び知事に叙任すべからざる事
- 三、端郡王を終身禁錮に處する事
- 四、清國は三ヶ月以内に義和團匪を鎮壓し其平和の恢復を計るべき事
- 五、露國は三ヶ月以内に滿州の三部を清國に還附するを約する事
- 六、外國官吏を傭聘して關稅釐金及び鹽稅徵收の事務を司らしめ徵稅費用を除き殘餘は清國外債の償却に當つべき事
- 七、現皇太子を廢し其爵位を褫奪する事
- 八、皇帝及び皇太后には一定時内を限り北京に還御あるべし

事

九、各國兵二千名は守衛兵として北京に残留せしむべく其費用等は清國政府の負擔たるべき事

十、清國內地河川の港灣を外國貿易の爲め開放すべき事
尙ほ申報の傳ふる處に據れば醇親王李鴻章は第一ヶ條の要求に應諾したりと云ふ

此報道や信をおきかたしと雖も、清國事變なるものは果して那邊迄進行しつゝあるかを知るに足るものあれば、殊に茲に掲ぐる所以なり

◎マクス、ミュラー氏逝く 英國オックスフォード大學の教授にして、博言學宗教哲學等に精通せる博士マクスミユラー氏去月二十九日逝去せし旨、敦倫より電報ありたり、氏は千八百二十三年獨逸のデッサウに生れたる人にして、少時デッサウ、ライプチヒ、伯林巴里等に轉學し、印度にも遊びて親しく梵語を極め、千八百四十六年より止りて英國にあり、オックスフォード大學に比較言語學を教ふ、言語宗教等に關して大著少なからず、世推して梵語學の泰斗となせり、獨逸人なりと雖も全く英國の學界にありて其學を講じたれば認めて英國の學者となすべし、佛國、伊太利等の學會に籍を列ね、兩國の至高勳章を帶び、英國各大學の名譽學位を有す、九月發行の十九世紀雜誌には、博士が支那宗教論を載せ初めたるが蓋し博士最近の著なるべし、享年正に七十七、我國にては故笠原研壽、南條文雄、高楠順次郎の諸氏皆博士の薫陶を受けたり、尙高楠氏はマクス、ミュラー博士の一生と題

嚴かなる佛牙舍利大法會を執行するを常例と爲し居る由なるが今春同國皇帝陛下より好意を以て佛骨を本邦に分與し玉ひしに付ては今回は本邦僧侶より前記の佛牙舍利を同皇帝陛下に分贈し奉り以て佛敎國の交情をして益々親厚ならしめんとて目下稻垣公使を始め兒玉淳一郎鈴木馬左也早川千吉郎大津麟平等諸氏より同國宮中に向て交渉中なりと眞僞知るべからざるものを迎へ、眞僞知べからざるものを贈らんとす吾人未た其可なる所以を知らず

信 象

厭 離

(社會上の厭離、宗教上の厭離)

多 田 鼎

厭離といふことは、物事の進むにつれて、極めて大切なる事でありませす。社會一切の事からは、此厭離といふことに基いて、變化をしたり、活動をするのである。

草は一粒の種子となつて地の中に埋もれて居る有様を厭ひ離れて、地上に出で青々とした葉を生ずる。そうなるも又其有様を厭ひ離れて、白い花や、赤い花を、其頭にさかせて、にこ〜と笑ふて居る。そうなるも又其有様を厭ひ離れて、美しい花をうち捨て、愛らしい笑をかくして、かたくらしい果實を生ずるやうになる。厭離といふことは、植物一般の進歩の基礎になつて居ります。

し、頃日來讀賣新聞紙上に掲げられたり、詳細を知らむと欲するものは就て見らるべし

◎陸軍將校の取締 近來社會の尙尙頓に奢侈に流れたるより質素を旨とすべき陸軍々人社會にも此汚風侵染して遊蕩に耽るか若くは居常身分不相應なる生活を營むが爲めに借財に身を苦しむるのみならず往々高利貸の苛虐を受け其體面を穢すこと少なからず右は現今多く少壯士官中に行はる、弊毒にして其れが爲めに將校團の神聖を傷け其威嚴を失墜する甚大なるは論を俟たず之れを歐州の實例に見るに某國の將校團は近時漸く解弛の兆候を來し將校にして公衆の宴席に出づるに強て普通服を着し以て俗に隨はんとするの風習を來し居るが事些細に似たれども是れ其身の軍人たる高尚の觀念薄弱なるを示すものにして深思する時は國の大患此中に存すといふべし我國にては未だ斯の如くならざるも現今の如き汚俗漸を以て浸染する時は軍人の特色を失ひ國の氣魄を喪失するに至るは必然にして停職辭令の官報に發表せらるゝは決して輕少視すべきにあらざるに就ては今より充分之を取締り苟くも醜陋の行爲ありと認むるものは斷然たる處分を施し決して容赦すべきにあらざる有力なる某將官は語れり

◎佛骨を暹羅皇帝に贈るの議 鎌倉圓覺寺に安置せる佛牙舍利は建保年間源實朝卿故在て彼の國より奉迎したる釋迦如來の齒牙にて其大さ約一寸強なる實に靈現著しきものなるに由り老若男女の歸依淺からず之を寶殿(國寶の殿宇にして建保年間の造營に係る)に安置し毎年十月十五日を以て居ります。

人間に於いても、ううでありませす。子供の時代を離れて、青年の時代に移る。青年の時代をすて、壯年成年の時代に移る。野蠻未開の時期を厭ひて、半開の時期に入る。半開の時期を離れて、文明の天地に進む。厭離といふことが、實に人間社會の進歩の根本になつて居ります。若し私共が、いつまでも、ランプ亡國論を唱へて、行燈の側にばかりすくんで居たならば、社會は決して進歩しませぬ。いつまでも觀でなければならぬと思ひ、雲助こそ最もよいものであると執着して居たならば、漁車や漁船の整頓するを見ることはできぬ。それ故、今日の社會は、實に人心の根柢に於ける厭離の思想が、根本の勢力となつて、つくり出したるものであると思ひます。又將來の社會も、この思想が、根本となつて、つくり出すものであると思ひます。

凡て一切の社會上の事柄について、厭離といふことの大切なるは、斯の如きものであります。宗教の道、亦この思想によりて開かるしものである。けれども社會上の厭離といふこと、宗教上の厭離といふこととは其間に大なる區別が御座ります。私共は之を忘れてはならぬ。

社會上の厭離の思想といふものは、之は不完全のものゝ上

に行はれて居るものである、それ故、厭はるゝものも、好ま
るゝものも、皆不完全の者である。離れらるゝものも、撰び
採らるゝものも、皆不完全の者である。それであるから行燈
をすてゝ、ランプをとつても、只ランプの方が、行燈より少
し不完全の度が少いといふに過ぎぬ。共に不完全であること
は明らかである、それ故ランプも亦遠からぬ内に瓦斯燈や電
氣燈の爲めに退けられてしまふ。その瓦斯燈や電氣燈も亦不
完全であるから、しまひには一層進んだ燈の器具の爲めに
退けられてしまふ。かやうに常に不完全の者の間で、只其度の
多少によりて、厭離といふことが行はれて居る。それ故その
厭離といふことは、いつまで行かても終りといふとはありま
せぬ。是が社會上の厭離の性質であります。

けれども社會上の厭離といふことは、之と大に趣が違ひ
ます。社會上の厭離が只不完全の者の間で行はれて居るのに
異りて、宗教上の厭離は、不完全と完全との間に行はるゝの
である。詳に申せば、宗教の上では、すべて不完全を厭離し
て、完全を探る。全く限りある者を抛ちて、限りなき者をとる。
相對を離れて絶對に入る。差別をすて、平等に進む。之を一言
でいへば、一切の事物を厭離して、佛の心に入る。之が即ち
宗教上の厭離である。耶穌が、「凡そ我に來て、その父母、妻
子、兄弟、姉妹、また己の生命をも憎む者に非ざれば、我弟
子と爲ことを得ず」と申されたるも、即ち此宗教上の厭離を
示したる語である。釋尊が、生老病死のはかなき有様に驚き
たまひて、其王宮の榮華も、其王位の尊嚴をも、弊れたる草

履の如くにうちすて、其妻をもすて、其子をもすて、其父母、
其臣下、其國民、其國家をもすて、山林にかくれたまひしも
の、亦明に宗教上の厭離をあらはしたまへる御行である。
古來、宗教上の幾百の聖賢は、皆同じ様に、此厭離の門をく
りて、宗教の堂奥に進まれました。今日及將來に於いて、
宗教に入らむとする者、亦是非とも此門をくぐらねばならぬ。
然るに今日に於いて、宗教をいふ者であつて、厭離といふこ
とをさらふ者のあるのは甚だ間違つたる了見であると思ひま
す。又厭離といふことを認める者であつても、自分の外のこ
とは、皆厭離せねばならぬといひながら、自分だけは厭離せ
ず居る者がある。之は似て非なる厭離である、私共が、宗
教の堂奥、眞理の中心に進まむとするに當りては社會も、國
家も、家族も、村落も、朋友も妻子も厭離し去らねばなら
ぬ、それと共に我身、我生命をもうちすて、しまはねばなら
ぬ。かくして私共は始めて佛の心に入ることができるのであ
る。

此厭離の門より、進み入ることのできる佛の心は、唯一で
あります。宗教上の厭離といふことは唯一度である。一切
の差別相對不完全のものを拂ひ去りて、唯一の佛の心に入る、
この事一つが宗教上の厭離である。それ故、限りなく行はる
る社會上の厭離とは、この點に於いても異つて居ります。

この唯一度の宗教上の厭離の門を通りて、佛の心に入りま
す時、私共はこゝに靈妙なる現象に接するのである。それは
何であるかといへば、今まで厭離し去つた一切の事物が、も

はや厭離することのできぬこと、なつて來るのであります。
其故は、私共の進み入つた所の佛の心が、限りのない、絶對
のものであるといふことが會得されて、其御心が到るところ
に行きわたつて御座らせらるゝといふことが味はれて來ま
す故、今迄厭離し去つた一切の事物の上に、私共は佛の心を
認むるやうになる。佛の心に入らぬ前までは、實に厭ふべき
ものであると思ふて居た其物の上に、佛の光の、美はしく顯
はれて居るを認めるやうになる。今迄は、罪惡の戰場である
と思ふた社會及國家、又は村落、家族が皆佛の光の満ちたま
ふところであると認めらるゝ。父母も、朋友も、師も、兄弟
も、皆私共の敬すべき佛であると認めらるゝ、今まで不倶戴天
の仇敵と思ふて居た者が、これからは、一分も一秒も、離
るゝことのできぬ所の敬愛すべき者となる。私共は是に於い
て到る處に完全を認める如何ある時にも満足を得る。凡ての
時と場處とに、尊き、清らかなる、美しい、佛の御光を拜する
ことができず。今日も、この處で、この光の中にあり、明日
も彼の處で此光の中にあり、明後日も、其翌日も、來年も、
さ來年も、又死後も。未來永劫の末までも此光の中にあり。
光より、光に進み、光を出で、光に入る。始終たえず、佛の
光、佛の心の中に進む。之が宗教上の厭離の門を通りぬけた
人の境界であると思はれず。起世の悲願さしより、われ
らは生死の凡夫かは、有漏の穢身はかはらねど、こゝろは淨
土にすみあそぶ。これが即ち此ところの味であります。
社會上の厭離には常に不満足が伴つて居ります。けれども

宗教上の厭離は、常に斷ぬ所の完全なる満足と與へます。
亦是れ宗教上の厭離が、社會上の厭離と異るところの點であ
る。私は諸君と共に共に速に此宗教上の厭離の門を通りぬけた
と思ひます。

會 報

◎大日本佛教青年會秋季大會 本月四日上野公園三
宜亭に開かる。會員文學士藤井宣正氏は英國へ、同水月哲英
氏は園田氏後任として傳道の爲め米國桑港へ伊東思恭氏は感
化事業研究取調の爲英國へ就れり近日渡航せらるゝを以て其
送別會を兼ねて開かれたるものにて、來會者六十五人、幹事
眞岡海海氏は、諸般の報告をなし併せて三氏送別の辭を述べ
引き續き、中尾文學士、本多文學士、杉村廣太郎氏、長谷川
基諸氏送別の演説あり、藤井、水月、伊東三氏は各答辭を述
べらる。當日大會開會の事を聞き杉村氏の紹介を以て來會せ
られたる英國人スチフソン氏は起て、歐洲に於ける佛教思
想の勢力に就て述べらる。氏は歐米人は初め佛教を以て一箇
の偶像教なりと思ひしが其後ケーラス、オルコット、リス、
ダビツ諸氏交、佛教を歐洲人に紹介せしより、漸次佛教の哲
理を研究し、獨にありては彼ショッペハワの如き米にあり
てはエマーソン氏の如き、皆佛教思想の感化を蒙りたるもの
なりとし、日本國の如きは外國人によりて基督教を傳道する
の必要なく、基督教を凌駕する佛教の如き善美なる宗教を有
するを以て誠に幸福なりとし、杉村氏は會員の爲に翻譯の
勞を取られたり、時正に黄昏なりしが柏原文太郎氏遅ればせ
に來會せられ、一場の演説あり、談論各隅に起り、特に藤井、
水月二氏を中心として孰れも離別の情に堪へざるもの、如

く、甲談し、乙語り時の移るを知らざるもの、如くありき、因みに會員中、樋口繁次氏は醫學研究の爲獨逸に留學せられ、竹村學次郎、中林正巳二氏は、米國に於て醫學を開き、秦敏之氏は同米國に、吉田静致、近角常觀二文學士は獨逸に在學せられ、樹徳會幹事たりし大貫安三氏は軍艦嚴島號に乘込み目下軍醫を奉職せらる、皆幹事の報告中に見ゆたり

◎各地佛教青年會の近況 東京大學第一高等學校の徳風會は、栗原、星野、田井、淀野、安井、芝田、西山、高原、山口の諸氏熱心に從事せられ毎月二回講演を開き村上博士、前田講師、清澤、齋藤四師毎回出席せらる、◎第一高等學校醫學部に於ては前委員、管能、平田、西田、百瀬諸氏卒業せられ、引き續き、御供、千葉、菊川三氏委員として盡力せられ、毎月一回東京より眞岡文學士出張せられ、又村上、前田、清澤諸氏代る、◎出張せらる、◎第二高等學校道交會は鈴木、日野、杉野三氏委員として盡力せられ去十月二十五日前田惠雲師大會の爲、態々出張せられたり、◎第三高等學校にては、森川、下間二氏委員たり、◎第四高等學校道友會は、乗杉、清水諸氏の盡力にて益々盛なり、◎第五高等學校にては山口高三郎氏醫科大學に入りて本部の事業を補助せられ、藤井、續二氏新に委員となられたり、◎慶應義塾にては柴田一能、白山謙致二氏委員として毎月一回三田佛教會の例會を開かる、早稲田専門學校教友會は、志水、阿部、大多和三氏、新に委員たり、各學校に於ける佛教青年會の景況は聞くに従ふて、報道する所あるべし

◎近角學士の消息 同氏は其後英國を経て佛國に行き同國には五十五日間滞在せられ、巴理に開ける公私救恤會に列席し、東京養育院の状況を佛文に翻譯して呈出し、又宗教歴史會に列席、日本佛教の概要を報告せられ、其他哲學會等の大會にも臨み、引き續き「コンコルダ」の調査、其他舊教の社會事業を視察し九月十八日池山榮吉氏と同道し、十九

◎四恩瓜生會大會 同會が月を追ひ盛大に趣く狀況は、本紙に於て屢々之を報導せる所なるが、今月廿日午後一時より、牛込早稲田伯邸内に秋季大會を開く都合なりといふ、今就て之を聞くに、毎月の養育院内例會にて、専ら講話によりて各自の信念を確定する方法を講じ、同時に施齋を行へるを以て、大會にては専ら社交の目的を達せん事を力むるにありと、同邸内は菊花を以て夙に鳴り、今や方に芳香の馥郁たるものあり、園内に安排せる机に憑りて隨自に談笑し、其間伯爵及び下田歌子女史の演説あり、四時を以て解散すべく、同日は男女老幼を問はず、等しく之を歓迎すべきも、但し參會せんとするものは通券を要するを以て、該券は本部に申込みて受取るべし、云云の由

◎四恩瓜生會恤兵寄贈 同會にては前に印度飢饉救濟の爲、例會の節、參會員相謀りて、若干の寄附を爲せる趣は、既に記載せる事なるが、今又清國に於ける軍人の勞を慰するの一端、供せんが爲、會員相邀して、醜金六十餘圓を以て、手巾の寄贈を其筋へ願出で、許可せられたりと、猶其手巾には下田歌子女史の筆にて宣長翁の有名なる敷島の歌を染め抜ありといふ、吾人は同會の趣旨を賛成するもの及ふべき丈同會の發達に資する所あらんを期するを以て、本欄を割きて同會の報告に供し來れるにより、例によりて今此舉の詳細を報せん、

恤兵寄贈品代寄附者

- 一金六十五圓三十六錢也 ハンカチーフ 一千二百枚

- 内 譯 金三圓 大倉なつ子、 金二圓 濫澤かね子、竹屋雅子、 金一圓 鹽田きん子、 金六十錢 小松秀子、吉川清子、野間いく子、高井柳子、高井孝一、岩出とく子、岩出よし子、岩出すつ子、藤岡勇子、藤岡はな子、吉川まさ子、古谷かま

日より三時間ストラスブルヒに滞在しロイマン博士に面會し、又オット、マイヤー氏を訪ひ、アルサス、ロートリンゲンの宗教法を取調べ、又淨土宗留學生萩原、渡邊二氏に會し、ろれよりスツットガルトに向ひ當分獨乙に滞在せらる、由眞岡文學士宛の書面に見ゆたり

能登

◎石川縣鹿西佛教徒同盟會 全會は十月廿八日鹿島郡龍尾村服部氏方に於て幹事評議會を開設し大に全會を擴張せしむる件々に付一大方針を定めんとし全日の議に附したり會長孤峯白巖氏(譯音)は先づ現今佛教同盟會なるもの各地に組織あるも只々單に一宗部内が我國引水の舉動に流るゝの感あり是れが弊正の必要なるは現今吾佛教徒又自ら責任たるを以て佛教團體の小黨分裂を排除すべきを極論せられたり次に幹事野田修氏は孤峯氏の説を大に賛成し元來吾が北國にも加賀、越中、能登、全盟會として區々の團體を組織しあるは佛教全盟の目的に背馳するの感なきに非ず何となれば佛教は地方の佛教にあらずして日本の佛教なり、吾等乃世界の佛教なり然るに今や一地方小團分動以て現今佛教の境遇を挽回し佛教本來の基礎を強固にするの業を爲し遂ぐべきや勿論已上の各團體は一致の氣脈を通じ大日本佛教全盟會を提携の計ありと雖も團規其物の小異は免るべからず團規異なれば行動亦容易く一致に出づるの複雑なるは明了なり如斯は吾人佛教が全盟の目的に非ざれば此際吾鹿西全盟會は中央大日本佛教全盟會へ交渉し全會支部の認定を得て大日本佛教同盟會北陸支部と銘名し大に佛教將來の爲めに盡すこと吾人本來の素志に非ずやと述ふるや滿場一致を以て其議に決し直ちに全會長孤峯氏より一片の交渉申込書を本部久我會頭へ提出の手續を爲して散會したりと

- 子、中條千枝子、坂本孝子、鈴木マツ子、 金五十一錢 大谷章子、島崎八重子、 金五十錢 中御門良子、岩間芳松、峰尾しげ子、相原時子、長町ひろ子、澤柳初子、兒玉周子、宏その子、茅根學順、塚原とみ子、佐藤いろ子、天野あけ子、天野時子、福村やす子、朝妻うめ子、栗原いね子、成瀬さく子、戸谷やま子、隈かね子、西垣松子、三島わか子、三島かね子、大熊氏廣、原田繁子、長松章子、安田房子、安田暉子、藤田袖子、間島保子、不破外喜次郎、石破ひさ子、川井ふく子、川井省三、村田しな子、内田淺子、大谷敬三郎、大内青巒、大内文子、日比野るせ子、日比野貞次郎、遠藤ひな子、吉瀬才一郎、相川はな子、岡崎ふさ子、藤井八十子、牧野かつ子、林田文子、税所とく子、安藤操子、安藤八千代子、常盤千代子、大草糸子、杉浦いと子、矢野ゆか子、波多野爲子、原禮子、原ひさ子、原じゆん子、田島利三郎、島地八千代子、田村長子、野田操子、岩佐とく子、佐若ちか子、瓜生とめ子、瓜生祐次郎、桑畑靜善、倉持愛山、河野關子、松平すま子、田中いよ子、田中正子、加藤ちよ子、三浦卓子、峯百合子、下田歌子、關師歌子、小泉をの子、山口たか子、藤岡勝二、金四十八錢 大谷すみ子、 金三十錢 有賀晴子、武下かよ子、山内信子、岡本千代子、宏はな子、三宅しづ子、萩野伸三郎、 金二十五錢 山布わか子、安達憲忠、小關維隆、倉田時子、淺古庄吉、水野昌隆、高倉いね子、丸山ふち子、丸山たま子、東原延子、宮澤はな子、 金二十五錢 青柳徳雲、金二十錢 山中なを子、前田まよ子、小泉まさ子、 金十五錢 西宮せい子、羽田なか子、 金十錢 志摩いく子、宇佐美きた子、岡本ふく子、早乙女さと子、 金五十錢 日本橋一女子、 以上 人員 百三十一人

恤兵品並ニ寄贈費

- 一金六十一圓二十錢 綾り綿手巾一千二百二十四枚 一金二圓 文字判代

一金三十一錢二厘
 一金六十五錢
 一金四圓六十錢
 計金六十八圓七十六錢二厘
 入金六十五圓三十六錢
 差引金三圓四十錢二厘

包裝用油紙代
 同箱代
 安藝國宇品迄通運早達便賃

寄附金 不足

●猶同會員 野州小山の一處女にて天野時子なる女史あり、例會には必ず出席の上、幹旋する所ありしが、其郷里小山にも佛教の主趣によりて仁慈の道を鼓吹せんとする希望あり、單身幹旋の結果、同地郡長、警部長、知事、書記官、教員、實業家等有力者の贊成を得て本月十一日遂に宇都宮に於て大演說會を開く事となり、本部より下田歌子女史、安達憲忠、常盤大定、村上博士、出演せられ、なほ原、河野、岩佐、松平、細川等の各夫人も同行の上、頗る同地に於ける有力者の志を動かし、今後相携へて斯法の爲に盡瘁する事となれりといふ、同地の如きは先づ無教の地を以て目せられたる所なるが、今回の舉によりて頗る影響する所ありし趣、手に珠數を執り、處女の身を以て、有將男子を凌駕すべき活動を爲せる天野女史の熱心真に感すべきものと雖、之が應援として、多忙の終日を割きて同地に赴ける下田、原、河野等の六夫人の熱心も亦實に感すべきものとあり、今や佛教の力によりて、活動せんとする氣運頗る各地に勃興する際、東都に於て是等熱心なる夫人の在るあり、此結果必ずや徒爲にして終るものにあらざる、數年の後必ずや或活動を社會に現出すべきは吾人の信じて疑はざる所、本邦の將來、婦人に待つの益々多々なる時に中り、唯逡巡するのみを以て、婦人の面目を下さばならず、家庭に於て稍餘暇あるの時、内心に蓄へたる信仰の力によりて、社會の爲に盡す所あるも、實に人世の最大快事、吾人は各地の夫人が此例に倣はん事を希望するものなり

廣告

四恩瓜生會秋季大會廣告

會場 牛込早稻田大隈伯爵邸園内
 時刻 十一月廿日午後一時から四時迄
 演說 大隈伯爵及び下田歌子女史
 菊場 同邸を以て都下第一とす
 入場 草履か靴に限る男女を問はず
 會費 金三拾錢を入場券に添へ持參
 若し 當日雨天ならば十一月廿四日
 入場券 所望の人は本部で紹介あれ

小石川大塚町養育院内瓜生會

眞龍道人述(總ふりがな付)

報恩講

(製本既成)

十一部以上 金二錢五厘
 十部以上 金一錢八厘宛
 九部以上 金一錢五厘宛
 八部以上 金一錢二厘宛
 七部以上 金一錢宛
 六部以上 金八錢以上宛

右は眞宗の各寺院並に信徒の家々に於て營む御開山の報恩講に參詣する人への施本用として著はしたもので、御開山の報恩講「浄土眞宗」眞宗信徒の心得を御開山の御開山傳と浄土眞宗の教義の大要を眞宗信徒の心得を御開山の御開山傳と浄土眞宗の通俗平易に談話体にて説き明かしたものであり、故に信者は勿論のこととて未領解の人々にて之を讀めば御法の大体が解かります、報恩講參詣の人々を初め平素參詣の壇家及有縁の人々に施本して讀んでもらへば實に弘法傳道の一助となり、升送本しません、爲替は東京淺草郵便支局に願す

發行所 東京市淺草區松葉町三十九番地 眞龍窟

教界唯一ノ懷中日記例年之通豫約募集

中年 寶重
 始末年 物進好の

新舊 明治三
 兩曆 十四年
 對照

教海日記

紙質善長 並上製(特ダネ)實價金拾貳錢
 紙質美裝 金文字入(特ダネ)郵税金貳錢
 製本美裝 特別製(特ダネ)實價金拾陸錢
 字入三方金(特ダネ)郵税金四錢
 筆名刺入付

豫約 規定 豫約申込 十日限り 發行期日 十一月廿五日 豫約減價 特別 拾部以上は更に割引す 御入用の方は部數を記し往復端書にて御照會あれ ●郵券代用一割増の事

明治廿五年以來發行し來りたる 教海日記 第九回豫約刊行 多年の經驗し斷然非學理的記事 其他の日記の未だ企 嶄新な意匠と豐富な材料とに紙面を整 以て益々大方の愛顧に酬はんとせり 本人の口にするに 迷信的記事 同日の談にあらざるなり

附 目錄 次

各宗高祖年鑑 ●各宗派開立年代及現任管長並宗務所所在地 ●法皇入道授戒一覽 ●世界宗教信徒の數 ●初佛管長教師生徒高 ●各宗寺院住職及神社神官數 ●臺灣布教師及布教場 ●宗教に關する法規 ●忌服一覽表 ●教育勅語 ●皇室皇族及歷代 ●帝國年代便覽 ●世界の廣袤人口面積 ●日本の位置人口、面積、戶數、族籍、●全國府縣郡區市町村數、勅任、奏任、判任、有位、有爵、學校、教員、生徒、就學、不就學、裁判所、警察署、監獄及在監者、棄兒、變死、出生、死亡、結婚、離婚、醫師、產婆等の最近の諸統計 ●海陸軍管區、軍人、及び軍艦水雷艇 ●世界各國面積、人口、政體、議院、首府及其人口、日本より各國港への航程 ●本邦各府縣、人口、面積、戶數、議院選出數、縣廳所在地及其人口、東京より各地への里程 ●歳入歳出 ●改正郵便、小包、電信、電話、爲替規則 ●外國郵便、小包、爲替規則 ●地租、營業稅、登錄稅、訴訟印紙、印紙稅法等の諸規則 ●通運貨幣早達便、荷物運賃表 ●汽車乘客心得及全國汽車賃金表、戶籍法願屆書式

發行所 東京淺草吉野町十三 經世書院 ○全 東京麻布飯倉五丁目 森江佐七

頭會會盟同徒教佛本日大

辭題君久通我久爵侯員議院族貴

文序君助之喜田山南奠員議院議衆

內山正如君著

寫眞銅版口繪

釋迦牟尼佛○耶蘇基督○聖母
マリア○孔子○印度佛の偉
親○羅馬寺院の壯麗○暹羅國の
佛寺と僧侶

新世界宗教一斑

全壹冊洋裝判紙數
大凡三百ページ類美本
正價 金貳拾錢
郵稅 金六錢

内外宗教に關するの書籍少なからずと雖ども何れも其一方に偏して
全鼎の眞味を了知すること能はず偶々之を得るも其記事舊く其調査
疎にして各教の眞義現時の狀勢等を知ること容易ならず。著者茲に
見る所ありて本書を出刊せり。顧ふに現世界に於ける宗教宗派其數少
なからず。之を一巻に收めて逐次其教義現狀を詳載し容易に各教の
實情を知らしむるもの實に本書の特色なりといふべし。加ふるに考
證該博文章明快佛に偏せず基に執せず公平能く本意を祖述して餘蘊
なし。又覽頭には佛基宗祖の列傳を掲げ全文平假名附尤も親切を究
む。是れ當に宗教家の寶典たるのみならず、苟くも教學を研究せんと
する者は必ず一巻を机上に備へざる可からず、製本既に成る請ふ續
々御愛讀を賜はらんことを

文學博士井上哲次郎君序文
文學士 加藤玄智君 著



宗 教 新

論 全壹冊 洋裝判上製
正價 金壹圓 郵稅拾錢

文學士姉崎正治君著



上世印度宗教史

全壹冊洋裝判上製
正價 金七拾錢 郵稅拾錢

明治三十一年十二月二十六日逓信省第三種郵便物認可
明治三十三年十一月十五日發行 ○ 毎月二回一日、十五日發行

政教時報第四十三號

發兌元 東京市日本橋區本町三丁目 博文館